

宇和島海上保安部は、台風の強風域・暴風域が接近する恐れがある場合、港則法第39条第4項及び第45条により、港内の船舶に対して、この『船舶対応一覧表』を基準に勧告することとしています。なお、宇和島管内で勧告発令の対象となる港は、港則法適用港である川之石港、八幡浜港、三瓶港、吉田港、宇和島港、深浦港の6港です。

船舶対応一覧表※1（台風）

区分	発令の基準及び時期（※2）		旅客船	大型船・中型船（※3・4・6）		小型船（※3・5）
				危険物積載船	一般船舶（荷役・作業船含む）	
注意喚起	港及び港の周辺海域が強風域（風速 15m/s 以上の圏内）にかかるおそれのある台風	強風域にかかる概ね 24 時間前	・気象情報を収集し、台風の動向に留意すること			
早期準備体制（※7）	港及び港の周辺海域を通過する際に、最大風速 40m/s 以上の暴風域を伴うおそれのある台風	強風域にかかる概ね 24 時間前（暴風域を伴う台風の場合）	・台風の影響が少ない他の海域へ避難する必要がある船舶は、避難又は準備を行う。（避難の必要性及び避難先は各船長の判断で可）			
第一体制	港及び港の周辺海域が強風域（風速 15m/s 以上の圏内）にかかるおそれのある台風	強風域にかかる概ね 6 時間前	・安全管理規程（運航基準）の遵守	・荒天準備を行い、必要な避難体制を整えること ・荷役の中止準備	・荒天準備を行い、必要な避難体制を整えること ・荷役の中止準備 ・作業船は、工事等を中止し、安全な場所に退避すること	・陸揚げをするか、安全な場所に避難を開始すること
第二体制	港及び港の周辺海域が暴風域（風速 25m/s 以上の圏内）にかかるおそれのある台風	暴風域にかかる概ね 6 時間前	・安全管理規程（運航基準）の遵守	・荷役の中止 ・港外退避	・荷役の中止 ・係留強化 ・港外退避（1,000 トン以上の船舶）	・係留強化 ・安全な場所への避難を完了すること

※1 危険物積載船、旅客船、大型船等において、運航基準等に定める措置基準等が本表より安全値に設定されている場合は、その運航基準等を優先とする。
災害防止措置をとるにあたっては、人命の安全確保を最優先し、可能な範囲で行うこと。

※2 発令時期が土日祝日になる場合は、平日の午後2時までに発出する。

※3 係留強化：係留施設において、待機することが適当であると判断される船舶は、係留索を長くとることや増しもやい等、係留を安全にするための防止策をとること。

※4 荷役の中止：船倉の開口部を閉鎖する等、危険物の船外流出防止に努める。

※5 小型船：プレジャーボート、漁船等のうち港内において陸揚げできる程度の船舶。（造船所での陸揚げは含まない）

※6 港外退避：港外に退避して沖錨泊する船舶は、次の措置を講じること。

①国際VHF（ch16）を常時聴守する等の、当庁との連絡手段の確保 ②当直員（船橋当直・無線当直等）の配置 ③AIS搭載船舶のAIS常時作動の確認

※7 勢力の大きな台風の直撃をうける場合、台風の影響が少ない他の海域へ避難する必要がある船舶が、十分余裕のある時期に避難を開始することを促すために発令する。